

得するガスライフ割引

[付帯契約型]

(割 引 約 款)

2020年10月1日実施

出雲ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. 付帯契約の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 付帯契約の種別	1
5. 適用条件	2
6. 契約の締結	3
7. 適用開始日及び契約期間	3
8. 本付帯契約の適用を承諾しない場合	3
9. 割引額等	4
10. 解約	4
11. 設置の確認	5
12. その他	5

付則

本付帯契約の実施及び適用開始について	5
--------------------	---

別表

(別表第1) 当社が定める主契約	6
(別表第2) 割引率	6
(別表第3) 割引上限額	6

1. 目的

この割引約款は、出雲ガス株式会社（以下「当社」といいます）と一般ガス供給約款・家庭用ガス暖房契約・家庭用ガスセントラルヒーティング契約（以下「GCH契約」といいます）いずれかの契約を契約中（開栓中）のお客さまがガス衣類乾燥機リース契約または出雲ガス電気(低圧)の契約を締結する事により、ガス料金の一部を割引する取り扱いを定めたものです。

2. 割引約款の変更

当社は、この割引約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の割引約款によるものとします。

3. 用語の定義

この割引約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「付帯契約」とは、この割引約款に基づき主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2)「主契約」とは、この付帯契約の対象となる別表第1で規定するガス供給契約をいいます。
- (3)「風呂ガス給湯設備」とは、エネルギー源としてガスを使用して風呂に用いる温水を作る機能を有する機器をいいます。
- (4)「ガス衣類乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し衣類の乾燥を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (5)「出雲ガス電気」とは、当社が小売電気事業者として供給している電気をいいます。
- (6) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

4. 付帯契約の種別

付帯契約の種別（以下「割引種別」といいます）は、次のとおりといたします。

- ① ふわっとプラス
- ② ふわっとふろ給湯プラス

- ③ 電気プラス
- ④ ふわっと電気プラス
- ⑤ 電気といっしょにふわっとふろ給湯プラス

5. 適用条件

この付帯契約は、割引種別ごとの次の全ての条件を満たし、お客さまがこの付帯契約の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の定める約款（別表第 1）にもとづく契約を締結している、または新たに契約を締結すること。
- (2) 当社との間でガス衣類乾燥機リース契約または出雲ガス電気（低圧）の契約を締結すること。
- (3) 割引種別ごとの条件

①ふわっとプラス

当社のガス衣類乾燥機リースをご契約いただき、ガス衣類乾燥機をガスの使用場所に設置すること。

②ふわっとふろ給湯プラス

当社のガス衣類乾燥機リースをご契約いただき、ガス衣類乾燥機をガスの使用場所に設置し、風呂ガス給湯設備があること。

③電気プラス

ガスの需要場所において当社との間で出雲ガス電気(低圧)の契約を締結すること。

④ふわっと電気プラス

当社のガス衣類乾燥機リースをご契約いただき、ガス衣類乾燥機をガスの使用場所に設置すること。かつ、ガスの需要場所において当社との間で出雲ガス電気(低圧)の契約を締結すること。

⑤電気といっしょにふわっとふろ給湯プラス

ガスの需要場所において当社との間で出雲ガス電気(低圧)の契約を締結すること。かつ、当社のガス衣類乾燥機リースをご契約いただき、ガス衣類乾燥機をガスの使用場所に設置し、風呂ガス給湯設備があること。

6. 契約の締結

- (1) この付帯契約に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に所定の申込書にて申し込みいただきます。また、割引種別を変更しようとする場合も同様といたします。
- (2) この付帯契約は、当社がお客さまの使用するガス機器を確認し申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます)に成立いたします。ただし、主契約が成立していない場合は主契約が成立したときに成立いたします。

7. 適用開始日及び契約期間

- (1) この付帯契約の適用開始日は、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日からといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます)以前の場合は、使用開始日からといたします。
- (2) 契約期間は原則として主契約の契約期間と同一といたします。ただし、10(解約)により付帯契約が解約された場合はこの限りではありません。
- (3) ガス衣類乾燥機リース契約期間終了後、ガス衣類乾燥機を継続して使用していただく場合は、契約中の付帯契約は継続といたします。

8. 本付帯契約の適用を承諾しない場合

- (1) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)に基づく料金を、それぞれの約款に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

(2) (1) にかかわらず、当社は、業務遂行上支障がある場合又は、その他当社が不相当と判断した場合は、本割引の適用を承諾できない場合があります。

9. 割引額等

- (1) 割引額は、割引種別（別表第2）の区分に応じて定めます。
- (2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。
- (3) 付帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。

計算式

ガス料金＝主契約のガス早収料金－（主契約のガス早収料金×割引率）

- (4) (3) における割引の上限額は、別表第3に定める割引上限額といたします。
- (5) 複数の割引適用がある場合、適用される割引率総合計は20%といたします。
- (6) ガス使用量が0立方メートルの場合、割引の適用はいたしません。

10. 解約

この付帯契約は、次の場合に解約とします。

- (1) 主契約を解約された場合。
- (2) お客様がこの付帯契約を適用しないことを希望された場合。
- (3) 適用条件を満たさなくなった場合。
- (4) (3) の場合、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日から主契約のみの適用になります。ただし、適用条件が満たされている他の割引については、継続して適用となります。
- (5) 解約に伴う本契約上での違約金はありません。ただし、本付帯契約以外の約款または契約はこの限りではありません。

1 1. 設置の確認

- (1) 割引の適用条件を満たさなくなった場合もしくは設置しているガス機器を取替えまたは取り外しをされた場合は、お客さまは当社にただちにその旨を通知していただきます。
- (2) 当社が必要と判断した場合において、割引の適用条件が満たされているかどうか確認させていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの付帯契約の申し込みまたは変更の申し込みを承諾しないか、もしくは付帯契約に基づく契約を解約できるものいたします。

1 2. その他

その他の事項については、主契約の約款、電気需給約款（低圧用）、ガス衣類乾燥機リース契約書を適用いたします。

付則

本付帯契約の実施及び適用開始について

この付帯契約は、2020年10月1日より実施いたします。
また、適用開始日については、2020年10月定例検針分からいたします。

この付帯契約において、実施日以前に割引種別の各条件を満たしているお客さまより申込みがあり、当社が認めた場合は、2020年10月定例検針分から適用いたします。

(別表第1) 当社が定める主契約

主契約として当社の定める約款は、次のとおりといたします。

- ① 一般ガス供給約款
- ② 家庭用ガス暖房契約
- ③ 家庭用GCH契約

(別表第2) 割引率

割引種別		主契約別割引率		
		一般ガス供給約款	家庭用ガス暖房契約	家庭用GCH契約
①	ふわっとプラス	10パーセント	10パーセント	3パーセント
②	ふわっとふろ給湯プラス	15パーセント	15パーセント	5パーセント
③	電気プラス	5パーセント	5パーセント	5パーセント
④	ふわっと電気プラス	15パーセント	15パーセント	8パーセント
⑤	電気といっしょにふわっとふろ給湯プラス	20パーセント	20パーセント	10パーセント

(別表第3) 割引上限額

割引上限額 (1か月につき)	3,000円 (消費税相当額を含みます。)
----------------	--------------------------